

## 西宮市立児童館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和43年西宮市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるものほか、西宮市立児童館の管理運営に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(児童厚生員の資格)

第2条 児童厚生員は、原則として次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員免許を有する者
- (5) 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、児童厚生員として適任と認められる者

(児童厚生員の配置)

第3条 児童館には2人以上の児童厚生員（そのうち1人を主任児童厚生員とする。）を置くほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(利用対象)

第4条 条例第6条の規定に基づき、児童館を個人使用できる児童は、0歳から中学3年生までとする。ただし、小学生未満の児童は保護者と共に児童館を利用しなければならない。

(使用手続)

第5条 児童館を継続して使用しようとする児童は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により利用者登録を行うものとする。

2 前項の利用登録の有効期間は、登録した日から中学校を卒業するまでとする。

(利用時間帯の設定)

第6条 市長は、学校休業期間中等来館児童が多い場合、児童館の安全管理のため、時間帯を区分し、児童の年齢に応じて利用させることができる。

(定員数の特例)

第7条 児童館の実施事業により、あらかじめ一時的な使用者の増加が見込まれる場合は、規則別表第1に規定する児童館の定員数に関わらず、次の各号に定める人数を上限として入館させ、使用させることができる。

- (1) むつみ児童館 270人
- (2) 浜脇児童館 90人
- (3) 津門児童館 100人
- (4) 大社児童センター 140人
- (5) 高須児童センター 170人
- (6) 塩瀬児童センター 200人
- (7) 山口児童センター 230人

(安全確保のための制限)

第8条 前条の特例による場合又は規則別表第1に規定する児童館の定員数に満たない場合であっても、安全確保のため必要があるときは、入館制限又は施設の利用制限、もしくはその両方を行うことができる。

(地域子育て支援拠点事業)

第9条 児童館において、法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援事業（以下この条において「事業」という。）を次に定めるところにより、実施する。

(1) 実施場所は、市長が定める児童館内の専用室とする。

(2) 実施時間は、規則第7条第1項第1号に規定する使用時間（休館日を除く。）とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(3) 利用対象は、概ね4歳未満の児童及びその保護者とする。

2 事業の専任者として、第3条に規定する児童厚生員又はその他の職員のうちから1人以上を配置する。

(記録)

第10条 児童厚生員は、別に定める様式により、活動内容及び来館者数を記録しなければならない。

(運営委員会)

第11条 児童館の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。

2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(母親クラブの組織等)

第12条 児童の健全育成を図るための地域組織活動として、児童館ごとに近隣の母親で構成する母親クラブを組織することができる。

2 市長は、児童館を前項の母親クラブの地域組織活動の場として提供し、その活動について助言を与えるほか母親クラブの指導者の養成又は訓練を行うものとする。

(臨時休館)

第13条 市長は、災害に関する警報が発令されたときはその情報を把握した時点から警報解除の時点まで臨時に休館するものとする。

付 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。